

学校法人等代表者 殿

日本私立学校振興・共済事業団

理事長 清家 篤



平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び  
暴風雨により被災された加入者の皆様への災害見舞金等の  
現地受付及び給付金等の早期支払の実施について

このたびの豪雨及び暴風雨により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

当事業団では、特に甚大な被害のあった地域に職員を派遣し、豪雨及び暴風雨により**住居又は家財に損害を受けた加入者からの災害見舞金等の請求及び特例災害貸付の申込み**について、現地で受付等を行い、給付金等及び貸付金を速やかに決定・送金することとしましたのでご連絡します。

ついては、加入者への周知とともに、請求等をお考えの加入者に対しては、必要書類等をご用意の上ご来場くださるようご案内いただきたくお願いいたします。

詳しくは、下記をご覧ください。

なお、会場へは学校法人等の事務担当者、加入者のどちらが来場されても結構ですが、事務担当者がお越しの場合は、その旨を現地で受付担当者にお伝えください。

一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

## 記

## I 日時及び会場（ご都合の良い会場にご来場ください。）

月 日	開場時間 (受付時間)	会場及び所在地
9月 7日(金) 8日(土)	10時～17時 (10時～16時)	愛媛県八幡浜市「八幡浜商工会議所 一般研修室」 愛媛県八幡浜市北浜 1-3-25 Tel.0894-22-3411
9月14日(金)	10時～17時 (10時～16時)	岡山県倉敷市「芸文館 202会議室」 岡山県倉敷市中央 1-18-1 Tel.086-434-0400
9月15日(土)	10時～17時 (10時～16時)	岡山県倉敷市「倉敷商工会議所 第5会議室」 岡山県倉敷市白楽町 249-5 Tel.086-424-2111
9月16日(日)	13時～17時 (13時～16時)	広島県呉市「呉きんろうプラザ 2階大会議室」 広島県呉市中通 1-1-2 Tel.0823-20-0660
9月17日(月) 18日(火)	9時～17時 (9時～16時)	広島県広島市「広島ガーデンパレス 3階鶴亀」 広島県広島市東区光町 1-15-21 Tel.082-262-1134

なお、都合がつかず来場できない場合でも、災害見舞金その他の給付金の請求及び特例災害貸付その他の貸付けの申込みを行うことができます。この場合については、給付金請求書又は貸付申込書その他の必要書類を、共済事業本部まで郵送してください。

## II 取扱業務

### 1. 災害見舞金及び災害見舞金付加金の請求

「災害見舞金・災害見舞金付加金請求書」をその場で受付・審査し、給付金等を早期に支払うための処理を行います。(災害見舞金及び災害見舞金付加金の支給条件等については、【参考1】をご確認ください。)

#### (1) 請求手続

次の枠内の必要書類をご用意の上ご来場ください。

- |   |   |
|---|---|
| ①災害見舞金・災害見舞金付加金請求書  | } 本通知に用紙を同封しています。また、私学共済ホームページからも取得できます。(注) |
| ②災害状況明細書  |   |
| ③市区町村長又は消防署長等が発行した「り災証明書」   |   |
| ④加入者証、運転免許証など加入者本人であることが確認できる書類   |   |
| ⑤【加入者本人以外の人が来場する場合】   |   |
| ・ 来場する人の身分確認ができる運転免許証等  |   |
| ・ 請求手続等に関する委任状(事務担当者が来場する場合は不要です。)  |   |
| ⑥【加入者本人の銀行等口座への送金を希望する場合】   |   |
| ・ 本人直接支払い申出書(用紙は本通知に同封しています。)   |   |
| ・ 加入者本人の銀行等口座であることが確認できる書類等のコピー(預金通帳、キャッシュカードなどで店番・口座等が確認できるもの。ゆうちょ口座への送金を希望する場合は、記号・番号が確認できる書類等のコピーが必要です。) |   |

(注) 災害見舞金・災害見舞金付加金請求書及び災害状況明細書には、学校法人等代表者の証明印が必要です。また、記入方法は、同封の記入例等及び私学共済ホームページをご確認ください。

#### (2) 給付金等の送金

災害見舞金の給付金等は、指定の銀行等口座に**受付から6営業日後までに**送金する予定です。

なお、給付金等については、学校法人等の給付金等の受取口座への送金を原則としますが、このたびの現地受付においては、給付金等を一刻も早く加入者のお手元に届けるため、特例として、加入者本人の銀行等口座への送金希望にも応じることとします。

#### (3) 災害見舞品

災害見舞金付加金が決定的な加入者には、災害見舞品に代えて**現金3万円**を支給します。

なお、災害見舞金付加金とあわせて支給しますので、これに関する請求手続は必要ありません。

#### (4) お問い合わせ

給付金等の請求についてご不明な点がございましたら、業務部短期給付課又は現地にてお問合せください。

## 2. 特例災害貸付の申込み

特例災害貸付の申込みをその場で受け付け、貸付金を早期に支払うための処理を行います。(貸付条件等については、【参考2】をご確認ください。)

### (1) 申込手続

次の枠内の必要書類をご用意の上ご来場ください。

- |  |   |                                   |
|--|---|-----------------------------------|
| ①貸付申込書<br>②借用証書  | } | これらの様式用紙は、私学共済ホームページから取得できます。(注1) |
| ③市区町村長又は消防署長等が発行した「り災証明書」<br>④加入者証、運転免許証など加入者本人であることが確認できる書類<br>⑤【加入者本人以外の人が来場する場合】(注2)<br>・来場する人の身分確認ができる運転免許証等<br>・貸付申込み手続等に関する委任状(事務担当者が来場する場合は不要です。) |   |                                   |
| ⑥【定期償還期限の延長を希望する場合】((3)参照)<br>・「定期償還期限延長申請書(新規貸付者)」(用紙は、私学共済ホームページから取得できます。)   |   |                                   |

(注1) 貸付申込書には、学校法人等代表者の証明印が必要です。なお、貸付申込書、借用証書及びその他必要な書類については、加入者本人が記入・押印してください。また、貸付申込書等の印鑑は、ネーム印・スタンプ印は使用できません。

(注2) 手続を委任された場合でも貸付申込書等の記載事項(金額等)については、加入者本人以外は訂正できませんのでご注意ください。

### (2) 貸付金の送金

特例災害貸付金は、学校法人等の給付金等の受取口座に**受付から6営業日後までに送金する予定**です。

なお、現地受付で申し込まれた特例災害貸付については、送金日に関わらず、**平成30年10月2日に貸し付けたもの**として取り扱います。

### (3) 特例災害貸付の定期償還期限の延長

特例災害貸付の申込みと同時に申し出ることにより、2年間を限度として定期償還期限を延長することができます。

延長を希望する場合は「定期償還期限延長申請書(新規貸付者)」を提出してください。なお、償還期限を延長している期間中の利息は**年0.03%**で、延長期間終了後の償還開始時から一括又は分割払にてお支払いいただきます。

### (4) 貸付金の審査結果等

早期支払いする特例災害貸付の「貸付決定通知書(償還明細表)」と「貸付金決定送金通知書」等は、送金日ごとに学校法人等あてに送付します。

なお、貸付申込み内容に関する照会や追加提出書類を、学校法人等を通じてお願いすることがありますのでご了承ください。

(5) お問い合わせ

貸付けの申込みについてご不明な点がございましたら、福祉部貸付課にお問い合わせください。

日本私立学校振興・共済事業団 共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎ 03-3813-5321 (代表)

私学共済ホームページ <http://www.shigakukyosai.jp/>

※ 災害見舞金等の請求書等の用紙は、私学共済ホームページ

「平成30年7月豪雨への対応(共済業務)」に掲載しています。

【参考1】

災害見舞金及び災害見舞金付加金は、加入者（任意継続加入者を含みます。）及び被扶養者が水震火災その他の非常災害により住居（注1）又は家財に損害を受けたとき、その損害に対する見舞金として支給される給付です。

〔支給条件〕

下表左欄に掲げる損害の程度に該当した場合に、右欄に定める月数を標準報酬月額に乗じて得た額を災害見舞金として支給します。また、災害見舞金の額の60%に相当する額を災害見舞金付加金として支給します。なお、住居又は家財に対する損害が5分の1以上3分の1未満の場合には、災害見舞金の支給対象となりませんが、標準報酬月額の50%に相当する額を災害見舞金付加金として支給します。

この他に、災害見舞品に代えて現金3万円を、災害見舞金付加金と同時に支給します。

※ 損害が床下浸水などで、住居又は家財の損害の割合が5分の1未満の場合には支給されませんのでご了承ください。

損 害 の 程 度 (注2)	月 数		
	災害見舞金	災害見舞金付加金	合計
1 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき	3か月	1.8か月	4.8か月
1 住居及び家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき 3 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき 4 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	2か月	1.2か月	3.2か月
1 住居及び家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき 3 住居又は家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 4 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	1か月	0.6か月	1.6か月
1 住居又は家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	0.5か月	0.3か月	0.8か月
住居又は家財に5分の1以上3分の1未満の損害を受けたとき	—	0.5か月	0.5か月

床上浸水により損害を受けて上の表により、損害の程度を判定しがたいと認めたとき

浸 水 の 程 度 (注3)	月 数		
	災害見舞金	災害見舞金付加金	合計
床上 120cm以上	1か月	0.6か月	1.6か月
床上 30cm以上120cm未満	0.5か月	0.3か月	0.8か月
床上 30cm未満	—	0.5か月	0.5か月

(注1) 災害見舞金の対象となる「住居」とは、加入者又は被扶養者が現に生活の本拠として居住する建物をいいます。この「建物」は、自己の所有のものであるかどうかは問いません。

(注2) 修理等により使用可能であるものは、損害に含まれませんのでご注意ください。

(注3) 床下浸水の場合は支給されません。

【参考2】

〔特例災害貸付の貸付条件等〕

貸付対象者	加入者期間が引き続き1年以上の加入者で、平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨により被災した加入者（り災証明書が必要です。）
貸付限度額	標準報酬月額（62万円を限度）の6か月分相当額 （ただし、その額が200万円を超えるときは200万円）
貸付日の特例	現地受付に係る貸付金は、 <b>受付から6営業日後までに</b> 送金する予定です。 貸付日は、 <b>平成30年10月2日に貸し付けたもの</b> として取り扱います。
定期償還期限の延長	申出により2年間を限度に定期償還期限を延長します。 なお、特例災害貸付の申込みと同時に申し出た場合に限りです。
貸付利率	<b>年0.03%</b> （定期償還期限の延長期間中の利息も同率です。）